

経営革新等支援機関の認定（更新）基準について

経営革新等支援機関の認定（更新）にあたっては、中小企業・小規模事業者に対する経営革新等支援を適切に実施する観点から、主に以下の認定基準を設けております。（具体的な認定（更新）基準は[こちら](#)をご確認ください）

- ① 税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識を有していること（要件①）
- ② 中小企業・小規模事業者等に対する支援に関し、法定業務に係る1年以上の実務経験を含む3年以上の実務経験を有していること（要件②）
- ③ 安定した事業基盤を有していること（要件③）

具体的には、以下のフローチャートをご確認ください。

要件①

税理士、税理士法人、公認会計士、監査法人、弁護士、弁護士法人、中小企業診断士に該当するか

YESの場合

士業法において、税務、金融及び財務に関する専門的知識が求められる国家資格や業の免許・認可を有している場合、要件①を満たします
※税理士、公認会計士、弁護士、中小企業診断士を雇用している民間コンサルティング会社は、前述の要件①の認定基準を満たしておりません

YESの場合

要件②へ（次ページ）

NOの場合

経営革新計画等の策定に際し、主たる支援者として関与し、認定を受けた計画が3件以上あるか
※具体的な計画については、別紙をご確認ください

YESの場合

中小企業大学校で「理論研修」を受講し、試験に合格しているか
商工会・商工会議所の場合は、「経営発達支援計画」の認定を受けているか
※詳細は別紙をご確認ください

YESの場合

認定（更新）はできません

NOの場合

NOの場合

要件②

要件①を満たす場合

中小企業・小規模事業者に対する支援に関し、3年以上の実務経験を有するか
※具体的な実務経験の内容については、別紙をご確認ください

YESの場合

NOの場合

中小企業・小規模事業者に対する支援に関し、法定業務に係る1年以上の実務経験を有しているか
※具体的な実務経験内容については、別紙をご確認ください

NOの場合

中小企業大学校で「実践研修」を受講し、試験に合格しているか
※詳細は別紙をご確認ください

YESの場合

YESの場合

NOの場合

要件③へ（次ページ）

認定（更新）はできません

要件②を満たす場合

要件③

申請前3期の事業所得が黒字になっているか
(不動産所得等は含みません)

NOの場合

最低でも直近1期の事業所得があるか

YESの場合

申請の際、3期分の収支予測の記載が必要です
(可能な限り詳細に記載してください)
また、申請前3期中に赤字の期がある場合は、赤字の理由も詳細に記載してください

YESの場合

NOの場合

認定（更新）可能です

認定（更新）はできません

- ・実際の認定にあたっては、上記基準に合わせて、基本方針に適合しているか、欠格条項に該当しないかといったことも確認させていただきます。
- ・本フローチャートにおいて、「認定（更新）可能」であっても、それをもって認定がされるわけではありませんので、ご注意ください。
- ・種別（業種）や事業基盤によっては、本フローチャートによらない場合があります。

(別紙) よくある質問

専門的知識を有する証明書にある「経営革新計画等の作成」とは、具体的にどの計画を指すのか（各計画毎の詳細は、申請先、認定主体までご確認ください）

- 具体的には、「経営革新計画」、「経営力向上計画」、「地域資源活用事業計画」、「異分野連携新事業分野開拓計画」、「農商工等連携事業計画」、「中小企業承継事業再生計画」、「中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）の関与する再生計画※」、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（令和元年度補正予算事業以降）」が挙げられます。ただし、「経営力向上計画」については、最大1件までしか実績として認めません。
※中小企業活性化協議会の関与する再生計画策定支援（第二次対応）において、個別支援チームの専門家として参画した再生計画が実績の対象となります。
- 認定の更新の際の対象については、上記に加え、「事業再構築補助金」、「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」、「経営改善計画策定支援事業」、「早期経営改善計画策定支援事業」、「中小企業経営力強化資金融資事業」、「経営力強化保証制度」、「企業再建資金（企業再生貸付制度）」、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」、「先端設備等導入計画」、「事業承継税制」、「事業承継・引継ぎ補助金（旧：事業承継補助金）」、「事業承継・集約・活性化支援資金融資事業」、「個人事業者の遺留分に関する民法特例」、「中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置」、「中小企業経営強化税制C類型」等が挙げられます。
- なお、申請に添付する書面には、「国や県から認定を受けた認定証等の写し」と、「支援者からの関与を有する証明書」も添付いただく必要があります。

実務経験証明書（中小企業等に対する支援に関する3年以上の実務経験）の実務経験内容にはどのような経験が該当するのか

- 税理士（個人）、税理士法人の場合
例：中小企業等に対して実施する税務相談・申告、等
- 公認会計士・監査法人の場合
例：中小企業等に対して実施する財務書類の監査又は証明、等
- 弁護士・弁護士法人の場合
例：中小企業等に対して実施する一般の法律相談、等
- 中小企業診断士の場合
例：中小企業等に対して実施する経営や労務管理に関する相談対応、等
- コンサルタントの場合
例：中小企業等に対して実施する経営に関する相談対応、販路開拓支援、現場改善支援、等
- 商工会、商工会議所の場合
例：中小企業等に対して実施する経営に関する相談対応、等

実務経験証明書（経営革新等支援業務に係る1年以上の実務経験）の実務経験内容にはどのような経験が該当するのか

- 税理士（個人）、税理士法人の場合
例：税理士業務に付随して行う財務書類の作成等、又は中小企業等の経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、等
- 公認会計士・監査法人の場合
例：中小企業等の経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、経営革新計画等の策定支援、等
- 弁護士・弁護士法人の場合
例：企業の再生事案の事務等、中小企業等の経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、経営革新計画等の策定支援、等
- 中小企業診断士の場合
例：中小企業等の経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、等
- コンサルタントの場合
例：中小企業等の経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、等
- 商工会、商工会議所の場合
例：中小企業等の経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、等

(別紙) よくある質問

認定基準にある所定の研修内容とは何か

認定（更新）基準の要件①の専門的な知識や要件②の実務経験が認定基準に満たない法定業務を行おうとする者に対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業大学校）による以下の研修を受講し、試験に合格することとしており、申請時に研修受講終了及び試験合格を証する書類を添付してください。

◆要件①の専門的な知識が認定基準に満たない場合

中小企業経営改善計画策定支援研修（理論研修）

➤ 研修構成

財務、会計、税務等を中心とした17日間コース

➤ 受講対象者

- ・ 商工会、商工会議所、社会保険労務士、行政書士、司法書士、経営士等の士業、NPO法人、民間コンサルティング会社等で経営革新計画等の関与が3回未満の者
- ・ 4コース対象者：経営革新計画等の関与が全く無い者
- ・ 2コース対象者：経営革新計画等の策定を行う際、主たる支援者として1～2回関与した者

➤ 研修を実施している中小企業大学校

[東京校](#)、[関西校](#)

◆要件②の実務経験が認定基準に満たない場合

中小企業経営改善計画策定支援研修（実務研修）

➤ 研修構成

経営計画策定、経営支援等の演習を中心とした2日間コース（2日×6時間）

➤ 受講対象者

- ・ 経営革新計画等の策定支援を実施する者であって、中小企業の法定業務の実務経験が3年未満の者または中小企業の法定業務の実務経験が3年以上であって、そのうち法定業務の実務経験が1年未満の者。ただし、認定（更新）基準①の条件を満たしていることが前提となります。

➤ 研修を実施している中小企業大学校

[東京校](#)、[旭川校](#)、[仙台校](#)、[瀬戸校](#)、[関西校](#)、[直方校](#)

※すでに認定支援機関として認定されている方も後受講可能です。ただし、新たに認定を受けようとする方が優先されますのでご了承ください。